

法務省 法務総合研究所 国際協力部

International Cooperation Department



～ “法制度整備支援”を通じた「法の支配」の推進～

Q1 国際協力部はどのような組織か



国際法務総合センター（国際協力部の執務場所）

A. 国際協力部(ICD)は、**法制度整備支援**を実施している部署です。

法務省は、1994(平成6)年から、アジアの国々に対して法制度整備支援を行ってきましたが、各国からの支援の要請が年々高まったことから、法務省法務総合研究所内に、法制度整備支援を行う部署として、国際協力部(ICD)を新設しました。国際協力部には、検察官、裁判官、行政官出身の各教官、弁護士、国際専門官がおり、協力して職務に当たっています。国際協力部は、外務省等の官公庁、独立行政法人国際協力機構(JICA)、公益財団法人国際民商事法センター(ICCLC)、裁判所、検察庁、弁護士会、大学関係者などと緊密に連携し、活動しています。

Q2 法制度整備支援とは何か



法整備支援連絡会

A. 開発途上国や市場経済への移行を進める国などに対して、それらの国々が実施する法制度の整備を支援することです。

国際協力部が行っている法制度整備支援の具体的な内容は、基本的に、以下の3つです。
①法令の起草・改正支援
②制定された法令を運用する司法関係機関の制度整備支援
③法律実務家(検察官、裁判官、弁護士)等の人材育成支援
国際協力部は、支援の成果である法律や制度が相手国にきちんと根付くように、日本の法制度を押しつけるのではなく、相手国の立法・司法関係者と対話をしながら、相手国の実情に適合した法律や制度を共に考える「**寄り添い型の支援**」を行っています。また、そのような過程を通じて、相手国が主体的に制度を構築し、さらには、運用・改善できるような能力の向上を図ることを重視しています。

Q3 法制度整備支援の歴史は



ベトナムでの現地セミナー

A. 1994(平成6)年、ベトナム(司法省)に対して初めて日本で研修を実施しました。

1990年代初頭	ベトナム政府が日本に法制度整備支援を要請
1994(平成6)年	法務省が、JICAと連携し、ベトナム司法省の職員を日本に招いて研修を実施
1996(平成8)年	ベトナムに対するJICA法整備支援プロジェクト開始
2001(平成13)年	法務省法務総合研究所内に国際協力部設立 大阪中之島合同庁舎で業務開始
2017(平成29)年	国際協力部が東京都昭島市内の国際法務総合センターに移転

Q4 法制度整備支援を行う理由は



バンガラデシュから研修員を招いて実施した本邦研修

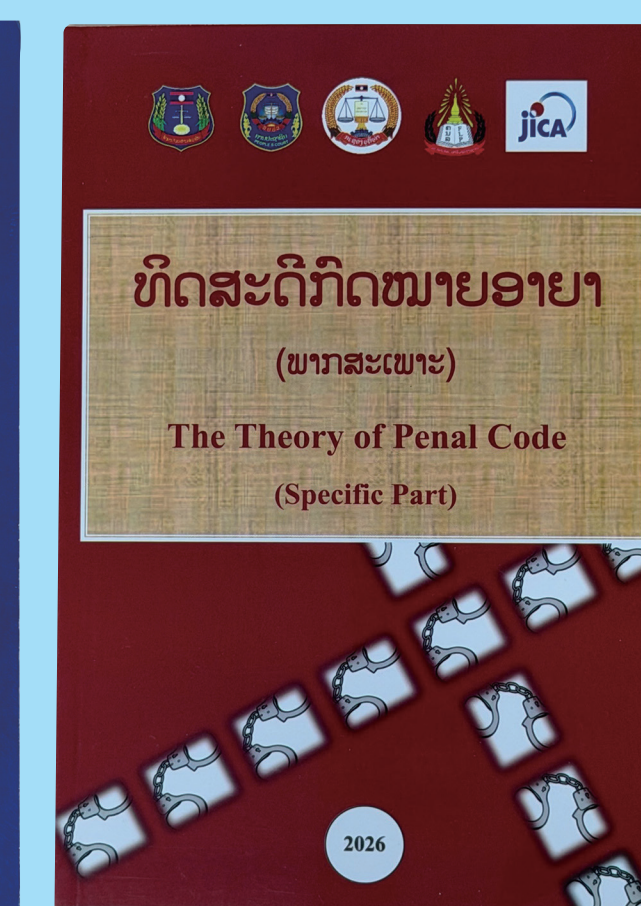
A. 日本は、国際社会の一員の責務として、法制度整備支援を行っています。

世界には、そもそも法律が十分に整備されていない国や、公正な裁判制度が確立していない国があります。それらの国々で、「法の支配」が浸透して、個人の権利が守られ、自由で公正な経済活動が広がることは、社会の発展の基盤として、その国の繁栄につながり、さらには国際社会全体の平和と安全の実現につながります。国際社会の平和と安全に貢献することは、国際社会の一員である日本の責務でもあり、同時に他国からの信頼を培うものです。また、日本企業の海外展開を後押しするための投資環境整備という目的もあります。

Q5 どのような成果があったのか



カンボジア民事訴訟法



ラオス刑法の教科書

A. 国際協力部の支援により、様々な国の法律が成立し、たくさんの人材が輩出されました。

国際協力部は、これまで、民事法分野、刑事法分野、行政法分野など幅広い法律分野で法制度整備支援を行ってきました。基本法令の起草支援を通じて、民法等の法典、各種法律の解説書等が数多く完成しました。また、法律実務家等の人材育成支援を通じて、司法機関等の中枢部で活躍する人々を始めとする大勢の人材が輩出されました。この他にも、研修やセミナー等を通じて、幅広い法的知識や実務経験が相手国の司法関係者の間で共有されています。

Q6 法制度整備支援の未来は



ウクライナから研修員を招いて実施した国別研修

A. 国際協力部は、法制度整備支援による協力を様々な国・地域に拡大していきたいと考えています。

国際協力部は、これまで、主にアジアを対象として活動してきました。しかし、近年では、アフリカ、太平洋島しょ国、ウクライナへの支援を開始するなど、法制度整備支援の対象国・地域が拡大しています。今後も、国際協力部は、相手国に寄り添って、法制度整備支援を実施・拡大していきたいと考えています。

詳細は右のパネルをご覧ください！